

有機農産物の JAS

資材評価手順書

令和 6 年 1 月

新事業・食品産業部食品製造課

目次

1 本書の目的	1
2 有機農産物の J A S の別表に掲載された資材の使用	1
3 資材の適合性評価.....	2
4 有機農産物の J A S 別表 1 の肥料及び土壤改良資材の評価	2
5 有機農産物の J A S 別表 2 の農薬の評価	10
別添 個別評価基準	12
1 有機農産物の J A S 別表 1 の肥料及び土壤改良資材の個別評価	12
1.1 植物及びその残さ由来の資材	12
1.2 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	14
1.3 油かす類	16
1.4 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	17
1.5 牲畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	19
1.6 発酵した食品廃棄物由来の資材	20
1.7 バーク堆肥	21
1.8 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	22
1.9 グアノ	23
1.10 乾燥藻及びその粉末	24
1.11 草木灰	25
1.12 炭酸カルシウム	26
1.13 塩化カリ	27
1.14 硫酸カリ	28
1.15 硫酸カリ苦土	29
1.16 天然りん鉱石	30
1.17 硫酸苦土	31
1.18 水酸化苦土	32
1.19 軽焼マグネシア	33
1.20 石こう(硫酸カルシウム)	34
1.21 硫黄	35
1.22 生石灰(苦土生石灰を含む)	36
1.23 消石灰	37
1.24 微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	38
1.25 岩石を粉碎したもの	39

1.26	木炭	40
1.27	泥炭	41
1.28	ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒	42
1.29	塩基性スラグ	43
1.30	鉱さいけい酸質肥料	44
1.31	よう成りん肥	45
1.32	塩化ナトリウム	46
1.33	リン酸アルミニウムカルシウム	47
1.34	塩化カルシウム	48
1.35	食酢	49
1.36	乳酸	50
1.37	製糖産業の副産物	51
1.38	肥料の造粒材及び固結防止材	52
1.39	その他の肥料及び土壤改良材	53
2	有機農産物の J A S 別表 2 の農薬の個別評価	54
2.1	除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	54
2.2	メタルデヒド粒剤	54
2.3	硫酸銅及び生石灰	54
2.4	性フェロモン剤	54
2.5	ケイソウ土粉剤	55
2.6	天敵等生物農薬	55
2.7	特定防除資材（重曹、食酢、次亜塩素酸水）	57
3	有機農産物の J A S 別表 4 の薬剤の個別評価	58
3.1	除虫菊抽出物	58
3.2	エタノール	58
3.3	ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等	58
3.4	フェロモン	58
4	一般管理において使用する資材	59
4.1	種子消毒	59
4.2	種子の比重選	59
4.3	肥料・土壤改良資材、農薬以外の物質のほ場への使用	59
4.4	生分解性マルチ	59
4.5	コーンスタークを塗布したマルチ	59
4.6	石松子	59
4.7	チェーンポット	59

4.8 融雪剤.....	60
4.9 光分解性誘引テープ.....	60

1 本書の目的

本書は、有機JASに取り組む事業者の皆さまが、確実に「有機農産物の日本農林規格」（以下「有機農産物のJAS」という。）の基準に適合する資材を使用できるよう、資材の適合性を評価するに当たっての基準及び手順を示したものです。

また、肥料等を生産・販売する皆さまにおいては、有機農産物のJASで使用できる資材の設計や、資材が有機農産物のJASに適合する旨の根拠書類の提示等に当たり、本書を参考として頂ければと思います。

なお、資材評価について問合せ先は次のとおりです。

- ・個別の資材の評価について：資材を使用する事業者を認証する登録認証機関
- ・本手順書の記載について：農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
(TEL 03-6744-7139)

2 有機農産物のJASの別表に掲載された資材の使用

(1) 有機農産物のJASの別表に掲載された資材は、無条件で使用できるわけではなく、次の有機農産物のJAS第4条に規定された条件を満たす場合にのみ使用することができます。

- ・ ほ場における肥培管理に当たっての有機農産物のJAS別表1の肥料及び土壤改良資材の使用

ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによつては土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合。

- ・ ほ場又は栽培場における有害動植物の防除に当たっての有機農産物のJAS別表2の農薬の使用

農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによつてはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合。

- ・ 収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の行程に係る管理における有機農産物のJAS別表2の農薬、別表4の葉剤及び別表5の調整用等資材の使用

物理的又は生物の機能を利用した方法のみによつては効果が不十分な場合。

(2) 事業者は、有機農産物の生産において、有機農産物の JAS の別表に掲載された資材を使用する場合は、次のいずれかを使用することができます。

ア 次の条件を満たす登録認証機関等が農林水産省に届出を行った上で有機農産物の JAS の適合性に係る評価を行い、適合資材として資材リストに掲載した資材。（農林水産省のHPにリンクを掲載）

- ① 評価した資材の原材料の変更について、公表した資材リストに反映できる体制（資材メーカーとの契約、再評価等）をもつこと。
- ② 資材評価に係る債務に対する備えをもつこと。
- ③ 資材評価に係る FAMIC の立入検査を受けること。

イ 事業者自身が有機農産物の JAS に適合であることを評価した資材。

3 資材の適合性評価

事業者、登録認証機関等による資材の適合性評価手順の概要は、次のとおりです。

- (1) 資材メーカー等から資材の情報（根拠書類）を入手する。（有機農産物の JAS 別表 1 の肥料及び土壤改良資材の評価に当たり入手する情報（根拠書類）は、本則 4 (3) のとおり。）
- (2) 当該資材が有機農産物の JAS の別表に掲載されているものに該当することを確認する。
- (3) 入手した(1)の情報により、当該資材が有機農産物の JAS の基準に適合するかどうか確認する。

なお、資材の適合性評価を誤り、有機農産物の JAS に適合しない資材をほ場や農産物等に施用した場合、当該ほ場は有機農産物の JAS の基準を満たさなくなるため、事業者が自ら評価して新たな資材を使用するに当たっては、当該資材の評価結果が間違いないか登録認証機関に事前に確認することが推奨されます。

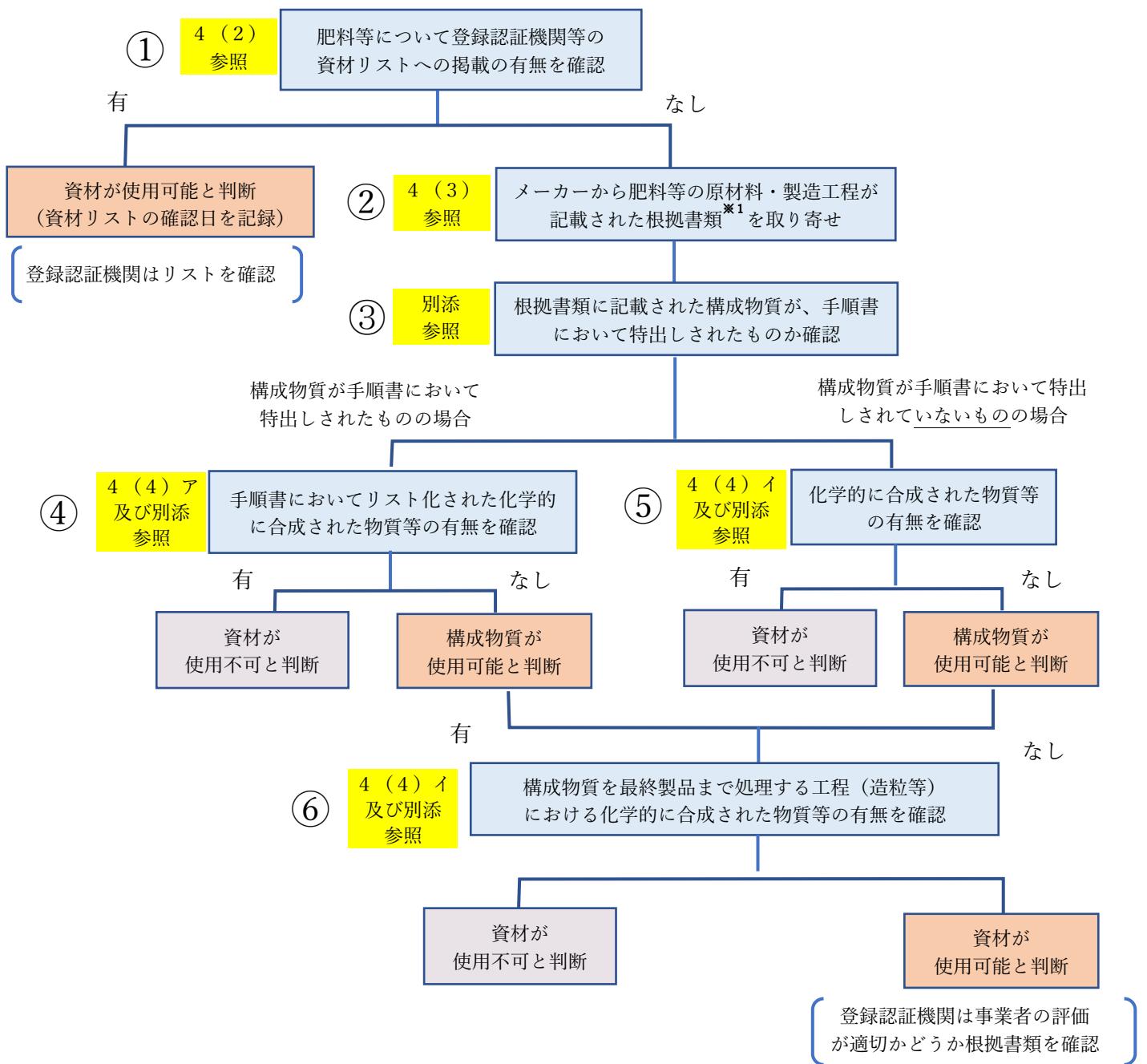
4 有機農産物の JAS 別表 1 の肥料及び土壤改良資材の評価

- (1) 有機農産物の JAS に適合する肥料及び土壤改良資材

有機農産物の JAS に適合する資材は、次のア～ウの条件全てを満たすものです。

- ア 有機農産物の JAS 別表 1 に掲載されており、その基準を満たすこと
- イ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ウ 原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないこと

これらの条件を満たすかどうかの確認フローは、次のとおりです。



④～⑥においては、4(5)を参照し、組換えDNA技術の使用について確認することが必要。

(確認の結果、組換えDNA技術が使用されていた場合は、使用不可。)

※1 根拠書類は、原材料・製造工程が記載されており、化学的に合成された物質の使用、

化学的処理及び組換えDNA技術の使用について事業者が手順書を見て判断できるもの。

(原材料に使用された場合、最終製品に残らない場合を含めて確認できる書類が必要。)

※2 登録認証機関への報告又は提出は、肥料等使用の前、年次調査時どちらでも可。

図 事業者による有機JAS適合肥料等の確認フロー

(2) 本則2(2)アのとおり、登録認証機関等の資材リストに掲載された肥料等は、全ての事業者が使用可能です。(フロー図①)

(3) 肥料等の評価に当たり資材メーカー等から入手する情報（根拠書類）(フロー図②)

(自家製堆肥等を使用する場合も、資材の適合性を登録認証機関に示せるよう、同様の根拠書類が必要です。)

ア 原材料・製造工程が記載されており、化学的に合成された物質の使用、化学的処理及び組換えDNA技術の使用について、事業者が手順書を見て判断できる書類が必要です。(原材料に使用された場合、最終製品に残らない場合を含めて確認できる書類が必要です。)

イ 根拠書類は、必ずしも資材や原材料の製造者、生産者等が作成したものでなくとも構いません。例えば、原材料として使用された植物の伐採から資材メーカーへの納品までに行われた処理について、当該資材メーカーが納入先に確認し、当該資材メーカーが作成する書類に確認結果を記載している場合も、根拠書類として問題ありません。

ウ 原材料の調達等の事情から、資材メーカーにより原材料等が変更され、過去に適合だった銘柄が不適合となる可能性があることから、資材の使用前に最新の情報に基づき評価が行われていることを担保することが必要です。

<最新の情報であることを担保するための対応の例>

- 資材を購入する都度書類を求める。
- 有効期限が記載された書類を求める。
- 以前入手した書類の記載内容に変更がないかどうかメーカー等に確認し、確認の記録を残す。

エ メーカー等から入手した書類の内容に軽微な不足があった場合は、書類の修正を求めるか、メーカー等に内容を確認し、確認の記録を残すことが必要です。

オ 原材料や製造工程の情報が入手できない場合（企業秘密のため入手できない場合を含む。）、不明の場合等は、有機農産物のJASへの適合性が確認できないため、当該資材を使用することはできません。

カ 注意喚起

過去に、資材メーカーが肥料等の原材料及び製造工程を示す書類を発行する際、実際には使用された化学合成物質等を当該書類に記載していなかった事案が発生しています。

このような資材を認証事業者が使用した場合であって、当該資材の使用量が微量と認められる場合は、当該資材を使用したほ場の認証は継続しますが、当該資材を使用後1年間は当該ほ場で収穫した農産物を有機農産物として格付することができません（「有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）について

ての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」六及び「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」二)。

このような資材の使用に係るリスクを避けるためには、資材メーカーがパンフレット等で常識的には考えにくい効果を謳っているもの、成分含有量が極端に高いと考えられるもの（例えば窒素分が10%を超えるもの）等については、その根拠を充分に確認し、根拠が充分確認できない場合は、使用を避けることも選択肢として考えられます。

参考：主な有機質肥料の窒素全量：単位%

参考文

肥料名	最少	最多	平均
蒸製てい角粉	9.34	15.16	12.82
乾血粉	4.55	14.18	11.55
にしん粕	5.99	11.78	9.82
いわし粕	6.93	9.26	8.02
抽出大豆粕	7.06	8.00	7.52
菜種油粕	3.77	6.72	5.06
ごま油粕	3.19	7.35	5.79
米ぬか油粕	1.25	2.96	2.14

献：ポケット肥料要覧

(4) 有機農産物のJAS別表1の肥料等の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理

(1) イに記載したとおり、有機農産物のJAS別表1の肥料及び土壤改良資材は、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであることを確認することが必要です。また、(1)アについては、有機農産物のJAS別表1に掲載された各資材には「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」との基準が設定されているものがあり、これらは、「化学的処理」が行われていないことを確認することが必要です。

これら化学的に合成された物質及び化学的処理の確認方法等は、次のとおりです。

ア 根拠書類に記載された肥料等を構成する物質（以下「構成物質」という。）を確認した結果、当該構成物質が別添個別評価基準において特出しされている場合（フローフ一図③④）

(ア) これらの構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理は、別添個別評価基準に記載されたものが該当します。これらは、農林水産省基準認証室において、有機農産物の JAS 別表 1 の資材に使用される可能性があることが確認されたものであり、原則として、それ以外のものについては、確認する必要はありません。ただし、別添個別評価基準に記載されていないものであっても、化学的に合成された物質及び化学的処理が肥料等に使用されていることが根拠書類等により明らかな場合は、当該肥料等を使用することはできません（化学的処理にあっては当該処理が禁止されている肥料等に限る。）。

(イ) 肥料等の製造技術の進歩等により、確認が必要な化学的に合成された物質又は化学的処理が新たに判明した場合は、農林水産省基準認証室が、適切な猶予期間を設定の上、隨時本書に追加し、登録認証機関に通知するとともに農林水産省の HP に掲載します※。

この場合、本書への当該物質等の追加以降に使用する肥料等の評価に当たっては、当該物質等を確認することが必要です。（本書への当該物質等の追加より前に使用した肥料等について、改めて当該物質等を確認する必要はありません。）

(ウ) また、本書の最新版に従い適合と評価された肥料等について、化学的に合成された物質の添加又は／及び化学的処理であって別添個別評価基準に記載がないものの使用が、当該肥料等の使用後に判明した場合、当該肥料等の使用を中止することが必要です。この場合、当該資材を施用した場合は不適合となりません。

※ 化学的に合成された物質の添加又は／及び化学的処理であって別添個別評価基準に記載がないものが肥料等に使用されていることが認められた場合は、農林水産省が当該化学的に合成された物質又は／及び化学的処理を本書に追加できるよう、登録認証機関を通じ、当該物質等の詳細をメールで農林水産省基準認証室にお知らせ下さい。

イ (1) ア以外の場合（根拠書類に記載された構成物質が別添個別評価基準において特出しされていない場合、構成物質を最終製品まで処理する工程の場合）（フロー図⑤⑥）

根拠書類に示された原材料及び製造工程について、次の事項を参考に、化学的に合成された物質、化学的処理に該当するかどうか、自ら判断することが必要です。

(ア) 肥料には、下記材料が使用されている場合があり、これらが化学的に合成されたものでないことの確認が必要です。ただし、造粒材及び固結防止剤については、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを使用することが必要であり、やむを得ない場合には、有機農産物の JAS 別表 1 に記載されているリグニンスルホン酸塩であればこれに限らず使用が可能です。

固結防止材、飛散防止材、吸湿防止材、沈殿防止材、浮上防止材、腐敗防止材、悪臭防止材、造粒材、成形促進材、展着促進材、組成均一化促進材、脱水促進材、乾燥促進材、凝集促進材、発酵促進材、効果発現促進材、着色促進材、分散促進材、反応緩和材、硝酸化成抑制材、摂取防止材

- (イ) 堆肥化に当たり、化学的に合成された肥料（尿素、硫酸アンモニウム、リン酸アンモニウム等）が添加されている場合がありますので、注意して下さい。
- (ウ) 次の工程等については、有機農産物の J A S の基準において確認が必要な化学的に合成された物質及び化学的処理に該当しません。
- ・焼成、灰化等に必要な燃料の使用
 - ・検疫上必要な肥料等（肥料等の原材料を含む）の燻蒸処理
 - ・有機農産物の J A S 別表 5 及び有機加工食品の J A S 別表 1-1・1-2 に掲載された資材をそれぞれ調整用等資材又は添加物として使用した原材料（例：食品工場で洗浄のために次亜塩素酸ナトリウムが使用された卵の殻）
 - ・労働安全衛生上必要な鉱石等採掘時の飛散防止材の使用
 - ・有機農産物の J A S 別表 1 の肥料等どうしの混合（ただし、塩化カリと硫酸苦土（キーゼライト）等を混合して化学合成した硫酸カリ苦土は、有機農産物の J A S 別表 1 の基準を満たさないことから、不適合。）

(エ) 酵素、微生物等の確認

- ・酵素の製造工程における化学的処理については問いません。
- ・原材料の製造工程に使用された培地（※1）については、最終製品にほとんど残らない（※2）場合は、当該培地について化学的に合成された物質の添加、化学的処理の確認は不要です。

次の場合は、当該培地について化学的に合成された物質の添加及び化学的処理の有無を確認することが必要であり、化学的に合成された物質の添加又は化学的処理がある場合は、当該最終製品は不適合です。

- －培地のほとんどが最終製品の肥料等に残り、当該最終製品の成分量や効果に影響を及ぼすことが明らかな場合
- －培地が製造工程に直接使用されている場合（培地が最終製品にほとんど残らない場合を含む）

なお、この考え方は、微生物の培地に使用された組換えDNA技術についても同様です。

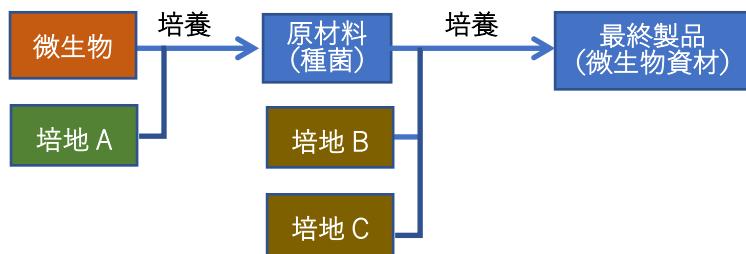
※1 この手順書において「培地」は、微生物を培養するための物質で、寒天、尿素等の栄養源、塩類、金属類等を指す。

※2 この手順書において「ほとんど残らない」は、最終製品の成分量や効果に影響を及ぼさない状態を指す。

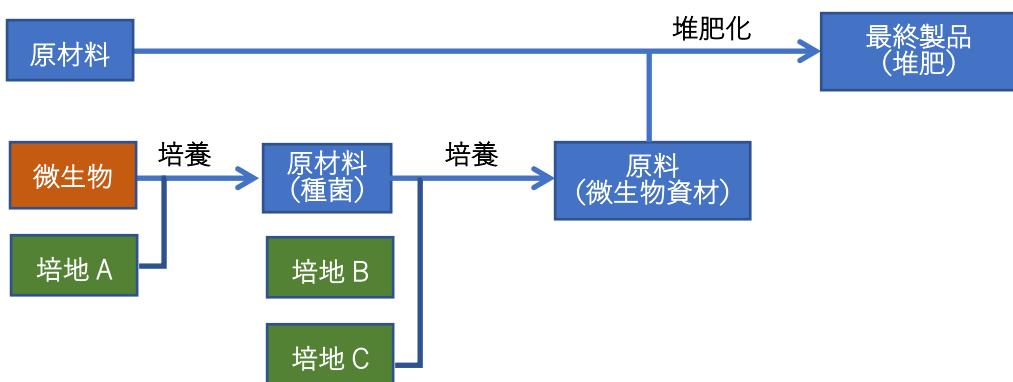
■ 微生物及び培地の確認

確認対象				製造工程に直接使用されている	原材料の製造工程に使用されている
培地に組換えDNA技術、化学的に合成された物質が使用されているか	はい	培地が最終製品に残るか	残る	不適合	
			ほとんど残らない	不適合	確認不要
	いいえ		適合	確認不要	
微生物への組換えDNA技術の使用				確認不要	

例1：次の例の工程図において、化学的に合成された物質の添加、化学的処理及び組換えDNA技術の確認は、培地B・Cについては確認が必要であり、培地Aについては培地が最終製品にほとんど残らない場合であれば確認不要。



例2：次の例の工程図において、培地A～Cの化学的に合成された物質の添加、化学的処理及び組換えDNA技術については、培地が最終製品にほとんど残らない場合であれば確認不要。



(オ) コンタミネーションについて

- ・ 肥料製造工程における化学的に合成された物質のコンタミネーションについては問いません。ただし、例えば、肥料に使用できない農薬が使用され肥料法違反と判断された肥料等、資材メーカーが一般的な品質管理を怠った資材を認証事業者がほ場に使用した場合であって、その量が微量と認められる場合は、資材メーカーが実際には使用した化学合成物質等を当該書類に記載していなかった事案と同様、「有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」六及び「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」二に従い処置することとなります（本則4（3）カ参照）。
- ・ 廃材等が使用されている場合、化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、化学的に合成された物質の意図せざる混入については問いません。

(5) 組換えDNA技術の確認（フロー図④～⑥）

- ア 下記イ～エに記載されたものを除き、原材料に次のものが含まれる場合は、組換えDNA技術が用いられていないことを確認することが必要です。
- ・ 農産物（現在承認されているもののみ確認が必要（国内で栽培されたものは大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、バラ、カーネーション））
 - ・ 酵素
 - ・ 微生物
 - ・ 微生物の培地
- イ 次の肥料等については、有機農産物のJASの経過措置において、その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用が認められています。
- ・ 植物及びその残さ由来の資材
 - ・ 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
 - ・ 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
 - ・ 発酵した食品廃棄物由来の資材
 - ・ 油かす類
- ウ 次のものについては、組換えDNA技術が用いられていないことの確認は不要です。
- ・ 畜産物、水産物等、現時点では組換えDNA技術を使用したものが流通している

いもの。

- ・抽出に使用するエタノール（食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材として判断するため。）

エ 酵素、微生物等の確認※本則 4 (4) イ (エ) の確認表も参照

- ・酵素については、当該資材の製造工程に直接使用された酵素を対象として組換え技術の有無を確認することが必要であり、原材料の製造工程に使用された酵素まで遡って確認しなくとも構いません。
- ・微生物については、現在のところ肥料の原材料として使用される微生物に組換えDNA技術を使用したものは流通していないことから、組換えDNA技術が使用されているかどうかの確認は不要です。
- ・大豆粉末（食品工場からの農産物）等、培地の原材料がイに記載されたものである場合は、有機農産物のJASの経過措置において、組換えDNA技術が用いられないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものの使用が認められています。

オ コンタミネーションについて

- ・本則 4 (4) イ (オ) と同様、肥料製造工程における組換えDNA技術が用いられた資材のコンタミネーションについては問いません。

5 有機農産物のJAS別表2の農薬の評価

(1) 有機農産物のJASに適合する農薬

有機農産物のJASに適合する資材は、次のア及びイの条件全てを満たすものです。

- ア 有機農産物のJASの別表2に掲載されており、その基準を満たすこと
イ 組換えDNA技術を用いて製造されていないこと

(2) 農薬が有機農産物のJAS別表2に掲載されており、その基準を満たすことの確認

登録農薬について農薬名から別表2の農薬に該当するかどうか不明な場合は、農林水産省の農薬登録情報提供システムで検索し有効成分を確認すれば、別表2の農薬に該当するかどうか確認できます（基準に適合するかどうかは別途確認が必要です。）。天敵等生物農薬については、別添個別評価基準2.6も参照してください。

別表2に基準がある場合は、農薬メーカー等から、当該基準についての根拠書類入手することが必要です。

なお、農薬については、化学的に合成された物質及び化学処理の有無については、基準がなく、確認不要です。

農薬登録情報提供システム：

<https://pesticide.maff.go.jp/agricultural-chemicals/name-search/>

(3) 農薬が組換えDNA技術を用いて製造されていないとの確認方法については、本則
4 (5) と同様です。

なお、次の農薬は、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要です。

マシン油エアゾル、マシン油乳剤、メタアルデヒド粒剤、硫黄くん煙剤、硫黄・銅
水和剤、水和硫黄剤、石炭硫黄合剤、炭酸水素ナトリウム水和溶剤及び重曹、炭酸
水素ナトリウム・銅水和剤、銅紺剤、硫酸銅、生石灰、二酸化炭素くん蒸剤、ケイ
ソウ土粉剤、燐酸第二鉄粒剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸カルシウム水和剤、
次亜塩素酸水

別添 個別評価基準

1 有機農産物のJAS別表1の肥料及び土壤改良資材の個別評価

1.1 植物及びその残さ由来の資材

基準：植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。

1.1.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.1.2 確認すべき工程

植物の刈取り後又は伐採後の処理等について確認が必要であり、植物の栽培工程は問わない。例えば、農薬等を使用して栽培された草木、薬剤により殺菌処理された菌床由来の廃菌床、栽培時に尿素や硫安を含む溶液に浸漬したほど木由来の廃ほど等は、原材料として使用可能。

1.1.3 確認時の注意点

たい肥の原材料として使用する微生物の培地については、本則4(4)イ(エ)及び4(5)参照

1.1.4 1.1.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）
植物（稻わら、もみ殻おが粉等） <u>（落ち葉、剪定枝について</u> は下記参照）	ポストハーベスト農薬の使用
落ち葉、剪定枝	化学的に合成された薬剤等の使用及び化学的に合成された物質を含む産業廃棄物との混合
廃菌床	なし
廃ほど	なし
米ぬか	なし

※ バガスは製糖産業の副産物として評価する。

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イを参考に評価する

こと。

※ 下線部については、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

1.2 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

基準：家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。

1.2.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。（なお、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材等への、組換えDNA技術を使用した飼料のコンタミネーションについては問わない。）

1.2.2 確認すべき工程

排泄物の処理及び当該処理以降の工程について確認が必要であり、排泄物の由来となる家畜等の飼養方法は問わない。例えば、農薬等や遺伝子組換え技術を使用した牧草・濃厚飼料原材料抗生物質、合成抗菌剤、飼料添加物等を使用した飼料で飼育された家畜等の排せつ物は使用可能。

1.2.3 確認時の注意点

- ・ 発酵、乾燥、焼成していない生ふん尿を資材としてほ場に施用することは不適合（ある程度乾燥したものは、発酵途上のものであっても使用可能）。ただし、ほ場が家畜の飼養場所となっている場合、当該家畜のふん尿がほ場に施用されることは問わない。
(参考) 家畜の排せつ物については、適切な発酵温度の確保などにより病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施することが望ましい。
- ・ たい肥等の発酵促進の目的で使用する微生物を得るために、目的の微生物以外の雑菌を紫外線照射で殺菌することは、物理的方法であるため可能。
- ・ たい肥の原材料とする微生物の培地については、本則4(4)イ(エ)及び4(5)参照。
- ・ 家畜排せつ物に飼料等を混ぜたたい肥等については、飼料等に化学的に合成された物質（ミネラル等）が使用されていないことを確認することが必要。（なお、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材への、化学的に合成された物質が使用された飼料のコンタミネーション（意図的に飼料等をたい肥原料として使用する場合ではなく、飼料の食べこぼし等が混入した場合）については問わない。）

1.2.4 1.2.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
------	--------------------------

家畜及び家きんの排せつ物（牛ふん尿、豚ぶん尿、鶏ふん等）を発酵・乾燥・焼成した資材	<ul style="list-style-type: none"> 化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加 化学的に合成された肥料の添加 殺虫剤の使用 <p>(敷料を使用する場合は、敷料の欄も参照すること。)</p>
敷料（古紙に由来するものを除く）	プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用。（化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、意図せざる混入は問わない。）
敷料（古紙に由来するもの）	古紙への化学的に合成された物質の添加（古紙に使用されたインク等は問わない。）
加工家きんふん肥料	火力乾燥のための硫酸等の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)。

※ 下線部については、令和6年6月1日から適用する。

1.3 油かす類

基準：天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来すること。

1.3.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.3.2 確認すべき工程

油かす製造工程における原材料（なたね、大豆等）の処理及び当該処理以降の処理について確認する。

1.3.3 確認時の注意点

ノルマルヘキサンなどの有機溶剤を使用して抽出した油かすは、使用可能。

1.3.4 1.3.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
油かす（菜種油かす、大豆油かす、脱脂米ぬか、カボック油かす等）	化学的に合成された造粒材等材料の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.4 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

基準：天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来すること。

1.4.1 組換えDNA技術の使用

その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.4.2 確認すべき工程

食品工場における原材料（農畜水産物）の受入及び当該受入以降の処理について確認する。（食品工場において受け入れた原材料については確認不要。）

1.4.3 確認時の注意点

本則4（4）イ（ウ）のとおり、有機加工食品のJAS別表1-1・1-2に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。

1.4.4 1.4.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）
エタノール（食品）	化学的に合成された発酵助剤等（有機加工食品のJAS別表1-1・1-2の添加物を除く）の添加。（本則4（4）イ（ウ）のとおり、有機加工食品のJAS別表1に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。）
焼酎、焼酎廃液、発酵粕（堆肥等として更に発酵させていないもの）	化学的に合成された発酵助剤等（有機加工食品のJAS別表1-1・1-2の添加物を除く）の添加。（本則4（4）イ（ウ）のとおり、有機加工食品のJAS別表1-1・1-2に掲載された資材が添加物として使用されたものは適合。）
とうもろこし浸漬液肥料（コーンスティーブリカ一）	コーンスター製造工程におけるとうもろこしの亜硫酸液浸漬
コーンスター（未発酵）	亜硫酸液浸漬
コーン焼成灰	亜硫酸液浸漬
食品工場からの	酸処理

フェザーミール	
乾燥菌体肥料	化学的に合成された凝集促進材の添加。
おから（未発酵）	化学的に合成された消泡材の添加。
小麦・ふすま ・大豆等	なし（確認すべき工程は、食品工場における原材料（農畜水産物）の受入及び当該受入以降の処理であり、ポストハーベスト農薬の使用は問わない。）

※ 黒砂糖、糖蜜等は、製糖産業の副産物の項を参照。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.5 と畜場又は水産加工場からの動物性產品由來の資材

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.5.1 組換えDNA技術の使用

と畜場又は水産加工場からの動物性產品について、4(5)を参考に確認。

1.5.2 確認すべき工程

動物等をと畜場又は水産加工場での受入及び当該受入以降の処理について確認する。

1.5.3 確認時の注意点

- 蒸製骨粉等の輸入時の燻蒸処理については、確認不要（本則4(4)イ(ウ)参照）。
- 魚廃物加工肥料について、魚廃物を泥炭に吸着させたものは、使用目的が泥炭の項（土壤改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限る）に適合することが必要。
- 蒸製皮革粉は、なめし工程の前に必ず化学的処理が行われることから、使用できない。蒸製皮革粉由來の副産動物質肥料についても同様。

1.5.4 1.5.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
骨粉	なし
フィッシュソリュブル	抽出工程におけるアルカリなど薬剤、 <u>エトキシキン等の抗酸化剤</u> の添加。
乾血（血粉）	凝集促進材の添加、酸・アルカリ処理
動物かす粉末類	蒸製皮革粉の添加。
魚粉、魚かす	エトキシキン等の抗酸化剤の使用

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

※ 下線部については、令和6年6月1日から適用する。

1.6 発酵した食品廃棄物由来の資材

基準：食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。

1.6.1 組換えDNA技術の使用

原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換えDNA技術が用いられているものであっても使用可能（経過措置）。

1.6.2 確認すべき工程

食品廃棄物の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

（食品廃棄物の由来となった食品の確認は不要。）

1.6.3 確認時の注意点

- ・ 食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物（コーン焼成灰、コーンスティーブリカー）は、発酵処理を行ったものであっても、「1.4 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。
- ・ 生ゴミ等については、食品廃棄物とそれ以外のものが分別されていることを確認する。
(分別されていることが根拠書類等で確認できれば、食品廃棄物以外のものの意図せざる混入については問わない。)

1.6.4 1.6.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
生ごみ	食品廃棄物以外のものが分別されていないもの
食品廃棄物を原料とするたい肥料	・ 化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・ 化学的に合成された肥料の添加。
食品を発酵させたもの	・ 化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・ 化学的に合成された肥料の添加。
コーンスターク（発酵）	・ 化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・ 化学的に合成された肥料の添加。
おから（発酵）	・ 化学的に合成された発酵促進材・凝集促進材等材料の添加。 ・ 化学的に合成された肥料の添加。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.7 バーク堆肥

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.7.1 組換えDNA技術の使用

バークについて、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.7.2 確認すべき工程

植物の刈取り後または伐採後の処理について確認する。

1.7.3 確認時の注意点

—

1.7.4 1.7.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
バーク堆肥	化学的に合成された腐熟促進材（尿素・硫安）の添加。（腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用されている場合は、それ以上の由来確認は不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.8 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）

基準：家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分に使用しないこと。

1.8.1 組換えDNA技術の使用

メタン発酵消化液の原材料について、本則4（5）を参考に確認。

1.8.2 確認すべき工程

原材料の投入及び当該投入以降の処理について確認する。

1.8.3 確認時の注意点

- 原料にし尿を含む場合は、食用作物の可食部分（地上部を食用にする農産物に直接散布）に使用できない。
- 家畜ふん尿を原料とし、ばつ氣処理を経て肥料化されたものは、発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材の項を参照。

1.8.4 1.8.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）	化学的に合成された凝集促進材等材料の添加。（「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること」との基準はなく、化学的な物質が使用された原材料（添加物等が使用された食品等）の使用については、問わない。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.9 グアノ

基準：－

1.9.1 組換えDNA技術の使用

グアノについて、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.9.2 確認すべき工程

グアノ採取及び当該採取以降の処理について確認する。

1.9.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.9.4 1.9.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
グアノ	化学的に合成された造粒材等材料の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.10 乾燥藻及びその粉末

基準：—

1.10.1 組換えDNA技術の使用

原材料の藻類について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.10.2 確認すべき工程

藻類採取及び当該採取以降の処理について確認する。

1.10.3 確認時の注意点

—

1.10.4 1.10.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
乾燥藻及びその粉末	酸・アルカリ処理（例：海藻を酸処理してアルギン酸を抽出した残さ）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.11 草木灰

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.11.1 組換えDNA技術の使用

原材料の草木について、本則4（5）を参考に確認。

1.11.2 確認すべき工程

草木灰の原料となる植物の刈取り後又は伐採後の処理について確認する。

1.11.3 確認時の注意点

灰化に当たり植物が原料になっていることを確認。

1.11.4 1.11.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
草木灰	ポストハーベスト農薬の使用、 <u>プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用、化学的に合成された造粒材の添加</u>
パームアッシュ	ポストハーベスト農薬の使用、 <u>化学的に合成された造粒材の添加</u>

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

※ 下線部については、令和6年6月1日から適用する。

1.12 炭酸カルシウム

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。

1.12.1 組換えDNA技術の使用

炭酸カルシウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.12.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.12.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.12.4 1.12.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
炭酸カルシウム	<ul style="list-style-type: none">・炭酸ガス法等による炭酸カルシウムの化学合成・化学的に合成された造粒材等の材料の添加 (天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。)

※ 貝化石肥料、サンゴ化石等は、この項で本則4（4）イを参考に評価する。

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.13 塩化加里

基準：天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。

1.13.1 組換えDNA技術の使用

塩化加里の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.13.2 確認すべき工程

天然鉱石、海水又は湖水の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.13.3 確認時の注意点

- イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）の使用は問わない。

注：使用が不可欠な加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤製造工程での消泡剤、スケール防止剤、還元剤

- 天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.13.4 1.13.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化加里	<ul style="list-style-type: none">化学的に合成された造粒材等材料の添加。海水・湖水から製造する場合の化学的処理。 (天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要)

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.14 硫酸加里

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。

1.14.1 組換えDNA技術の使用

硫酸加里の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.14.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.14.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.14.4 1.14.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸加里	<ul style="list-style-type: none">化学的に合成された造粒材等材料の添加。塩化加里を海水・湖水から製造する場合の化学的処理硫酸分解等の化学合成。 (天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。)

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.15 硫酸加里苦土

基準：天然鉱石を水洗精製したものであること。

1.15.1 組換えDNA技術の使用

硫酸加里苦土の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.15.2 確認すべき工程

天然鉱石の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.15.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.15.4 1.15.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸加里苦土	塩化加里と硫酸苦土（キーゼライト）等の反応による硫酸加里苦土の化学合成（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.16 天然りん鉱石

基準：カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。

1.16.1 組換えDNA技術の使用

天然りん鉱石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.16.2 確認すべき工程

天然りん鉱石の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.16.3 確認時の注意点

カドミウムの基準について、確認が必要。（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）

1.16.4 1.16.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
天然りん鉱石	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.17 硫酸苦土

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。

1.17.1 組換えDNA技術の使用

硫酸苦土の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.17.2 確認すべき工程

天然鉱石、海水等の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.17.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.17.4 1.17.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫酸苦土	臭素固定化のためのフッ素ガス吹きかけ（海水から硫酸苦土を製造した後の工程で、臭素を回収することは間わない。キーゼライトの静電気分解は物理的な方法であり、問題ない。天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.18 水酸化苦土

基準：天然鉱石を粉碎したものであること。

1.18.1 組換えDNA技術の使用

天然鉱石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.18.2 確認すべき工程

天然鉱石の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.18.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.18.4 1.18.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
水酸化苦土	<ul style="list-style-type: none">・酸化マグネシウム（軽焼マグネシア）と水の反応による水酸化苦土の合成。・アルカリ沈殿、天然鉱石の焼成。（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

※ 下線部については、令和6年6月1日から適用する。

1.19 軽焼マグネシア

基準：－

1.19.1 組換えDNA技術の使用

軽焼マグネシアの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.19.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.19.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.19.4 1.19.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
軽焼マグネシア	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.20 石こう(硫酸カルシウム)

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.20.1 組換えDNA技術の使用

石こうの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.20.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.20.3 確認時の注意事項

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.20.4 1.20.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
石こう(硫酸カルシウム)	<ul style="list-style-type: none">カルシウム塩と酸の反応等による石こうの化学合成。化学的に合成された造粒材等材料の添加。 <p>(天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。)</p>

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.21 硫黄

基準：－

1.21.1 組換えDNA技術の使用

硫黄の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.21.2 確認すべき工程

硫黄の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.21.3 確認時の注意点

硫黄は、化学合成であっても認められる。

1.21.4 1.21.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
硫黄	化学的に合成された造粒材・コーティング材等材料の添加

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.22 生石灰(苦土生石灰を含む)

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.22.1 組換えDNA技術の使用

生石灰(苦土生石灰を含む)の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.22.2 確認すべき工程

原材料(石灰石等)の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.22.3 確認時の注意点

—

1.22.4 1.22.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理(フロー図④)

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理(注意事項)
生石灰(苦土生石灰を含む)	なし

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。(フロー図⑥)。

1.23 消石灰

基準：上記生石灰に由来するものであること。

1.23.1 組換えDNA技術の使用

消石灰の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.23.2 確認すべき工程

生石灰の原材料（石灰石等）の処理及び当該処理以降の工程について確認する。

1.23.3 確認時の注意点

当該資材は、化学合成であっても認められる。

1.23.4 1.23.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
消石灰	なし

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.24 微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）

基準：微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

1.24.1 組換えDNA技術の使用

微量要素の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.24.2 確認すべき工程

各微量要素の処理及び当該処理以降の工程を確認する。

1.24.3 確認時の注意点

- 化学合成されたものも使用可能であり、「硫酸マンガン」、「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することが可能。EDTAはEDTA-鉄の形とするためのキレート剤であり、使用可能。
- マグネシウムは微量要素に含まないので注意。

1.24.4 1.24.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	なし（化学合成されたものも使用可能であり、「硫酸マンガン」、「硫酸亜鉛」等の化合物も使用することが可能。EDTAはEDTA-鉄の形とするためのキレート剤であり、使用可能。）

※ 左欄を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.25 岩石を粉碎したもの

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。

1.25.1 組換えDNA技術の使用

岩石について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.25.2 確認すべき工程

岩石の処理及び当該処理以降の工程について確認が必要。

1.25.3 確認時の注意点

- 過去に該当する製品における有害重金属の含有が他法令で問題となつたことがなかつたか等を確認し、必要に応じて、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質等（カドミウム、鉛、砒素等）の含有量等についての説明文書を入手して確認を行う。
- 天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。

1.25.4 1.25.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
岩石を粉碎したもの	なし（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.26 木炭

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.26.1 組換えDNA技術の使用

木炭の原材料である木について、本則4（5）を参考に確認。

1.26.2 確認すべき工程

木炭の原料となる木の刈取り後又は伐採後の処理について確認する。

1.26.3 確認時の注意点

—

1.26.4 1.26.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
木炭	プラスチック破片等が分別されていない建築廃材の使用。（化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、意図せざる混入は間わない。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.27 泥炭

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。

1.27.1 組換えDNA技術の使用

泥炭について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.27.2 確認すべき工程

泥炭の採取及び当該採取以降の処理について確認する。

1.27.3 確認時の注意点

- 天然資源の枯渇を考慮し、使用目的が制限されていることから、使用に当たっては留意する。
- 肥料原材料としての使用は可能。
- 融雪剤として使用については、4. 8項参照。
- 堆肥栽培のきのこへの覆土としての使用は、土壤改良資材としての使用でないため、可能。

1.27.4 1.27.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
泥炭	化学的に合成された造粒材等材料の添加

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.28 ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.28.1 組換えDNA技術の使用

ベントナイト、パーライト、ゼオライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.28.2 確認すべき工程

鉱物の採取及び当該採取以降の処理について確認する。

1.28.3 確認時の注意点

天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.28.4 1.28.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒	化学的に合成された造粒材等材料の添加（天然鉱石採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.29 塩基性スラグ

基準：トーマス製鋼法により副生するものであること。

1.29.1 組換えDNA技術の使用

塩基性スラグの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.29.2 確認すべき工程

原材料の処理及び当該処理以降の工程を確認する。

1.29.3 確認時の注意点

国内産の塩基性スラグにトーマス製鋼法により副生するものは存在しない。

1.29.4 1.29.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩基性スラグ	なし（トーマス製鋼法により副生することの確認が必要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.30 鉱さいけい酸質肥料

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

1.30.1 組換えDNA技術の使用

鉱さいけい酸質肥料の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.30.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.30.3 確認時の注意点

—

1.30.4 1.30.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
鉱さいけい酸質肥料	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.31 よう成りん肥

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であること。

1.31.1 組換えDNA技術の使用

よう成りん肥の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.31.2 確認すべき工程

原材料である鉱石等の採掘及び当該採掘以降の処理を確認する。

1.31.3 確認時の注意点

- カドミウムの基準について確認が必要（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）
- 鉱石等採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要（本則4（4）イ（ウ）参照）。

1.31.4 1.31.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
よう成りん肥	化学的に合成された造粒材等材料の添加。（鉱石等採掘時の飛散防止材の使用については、労働安全衛生上必要であるため、確認不要。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.32 塩化ナトリウム

基準：海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。

1.32.1 組換えDNA技術の使用

塩化ナトリウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.32.2 確認すべき工程

- ・海水又は湖水を原材料とする場合にあってはその処理及び当該処理以降の工程を確認する。
- ・岩塩を原材料とする場合にあっては採掘及び当該採掘以降の工程を確認する。

1.32.3 確認時の注意点

- ・イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用が認められる。

注：使用が不可欠な加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤製造工程での消泡剤、スケール防止剤、還元剤

- ・にがりは、「その他の肥料及び土壤改良資材」として評価する。

1.32.4 1.32.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化ナトリウム	化学的に合成された材料の添加（イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤については使用が認められる。）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.33 リン酸アルミニウムカルシウム

基準：カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。

1.33.1 組換えDNA技術の使用

リン酸アルミニウムカルシウムの原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.33.2 確認すべき工程

リン酸アルミニウムカルシウムの処理及び当該処理以降の工程を確認する。

1.33.3 確認時の注意点

- カドミウムの基準について確認が必要（肥料登録時の基準よりも厳しい基準となっている。）
- 当該資材は、化学合成であっても認められる。

1.33.4 1.33.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
リン酸アルミニウムカルシウム	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.34 塩化カルシウム

基準：－

1.34.1 組換えDNA技術の使用

塩化カルシウム原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.34.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降の処理を確認する。

1.34.3 確認時の注意点

当該資材は、化学合成であっても認められる資材である。

1.34.4 1.34.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
塩化カルシウム	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.35 食酢

基準：－

1.35.1 組換えDNA技術の使用

食酢の原材料について、本則4（5）を参考に確認。（原材料の糖蜜に遺伝子組換え不分別のとうもろこしが使用されているもの等があるため、注意すること。）

1.35.2 確認すべき工程

食酢の原材料の製造工程及び当該工程以降の工程について確認する。

1.35.3 確認時の注意点

- ・化学合成された食酢の使用は認められており、合成酢も使用可能。
- ・純粋な冰酢酸は、食酢に該当しない。

1.35.4 1.35.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
食酢	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.36 乳酸

基準：植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。

1.36.1 組換えDNA技術の使用

乳酸の原材料について、本則 4（5）を参考に確認する。

1.36.2 確認すべき工程

乳酸製造工程における植物の処理及び当該処理以降の工程を確認する。

1.36.3 確認時の注意点

- 原材料が植物であること、発酵により得られたものであることが確認可能な資料を入手し、確認する。
- 使用目的が育苗用土等の pH 調整に限られていることに留意する。
- 微生物の培地の使用については、本則 4（4）イ（エ）及び 4（5）参照。

1.36.4 1.36.2 における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
乳酸	なし（発酵工程によるものであることが必要）

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則 4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.37 製糖産業の副産物

基準：－

1.37.1 組換えDNA技術の使用

製糖産業の副産物について、本則4（5）を参考に確認。

1.37.2 確認すべき工程

副産物の回収及び当該回収以降の処理について確認する。

1.37.3 確認時の注意点

- ・ この項の製糖産業とは、さとうきび、てんさいから製糖することを指す。
- ・ ぶどう糖は、食品工場由来の資材又は発酵した食品廃棄物由来の資材として評価する。
製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由來の資材」として評価する。
- ・ 廃糖蜜に尿素等の化学的に合成された物質を添加してイースト菌を培養し、イースト菌を取り除いたものは、次のとおり評価する。
 - －当該資材を発酵させたものは、発酵した食品廃棄物由来の資材として評価
 - －当該資材を発酵させない場合は、原材料の廃糖蜜については製糖産業の副産物として評価した上で食品工場由来の資材に該当するものとして扱うとともに、本資材は微生物を培養したものであることから、本則4（4）イ（エ）に基づき評価する。
(当該資材を肥料製品としてそのまま使用する場合は、尿素等が「製造工程に直接使用されている」場合に該当し不適合。当該資材を造粒材等として使用している場合は「原材料の製造工程に使用されている」に該当し確認不要。)

1.37.4 1.37.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
糖蜜	なし
糖	なし
廃糖蜜	なし
バガス	なし
石灰乳	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.38 肥料の造粒材及び固結防止材

基準：天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。

1.38.1 組換えDNA技術の使用

肥料の造粒材及び固結防止材の原材料について、組換えDNA技術の使用に係る確認は不要。

1.38.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降を確認する。

1.38.3 確認時の注意点

- この資材は、単独資材として使用されるものではなく、肥料の製造工程に、造粒工程や固結防止目的の材料が使用されている場合はこの基準に基づき確認する。肥料が粒材の場合は造粒方法や添加材を必ず確認すること。
- 化学合成品のリグニンスルホン酸塩は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する造粒材・固結防止材を製造することができない場合に限り使用が認められている。
- 廃糖蜜は、製糖産業の副産物として評価する。

1.38.4 1.38.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
リグニンスルホン酸塩	なし

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4(4)イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

1.39 その他の肥料及び土壤改良材

基準：植物の栄養に供すること又は土壤を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

1.39.1 組換えDNA技術の使用

原材料について、本則4（5）を参考に確認する。

1.39.2 確認すべき工程

原材料の製造工程及び当該工程以降を確認する。

1.39.3 確認時の注意点

- ・ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化は、化学的処理に該当するが、認められる。
- ・ 「病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと」との基準があることから、登録農薬、特定防除資材をその他の肥料及び土壤改良資材として使用することはできない。
- ・ 有機農産物のJAS別表1に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
- ・ 商品名に「○○酵素」と記載しているものは、厳密には酵素にあたらず微生物資材など別の分類に該当するものが多いので注意する。
- ・ 1.13の塩化カリ又は1.34の塩化ナトリウムを製造する際の副産物として製造されたにがりは適合。

1.39.4 1.39.2における各構成物質の評価に当たり確認すべき化学的に合成された物質及び化学的処理（フロー図④）

構成物質	化学的に合成された物質及び化学的処理（注意事項）
フミン酸、フルボ酸	アルカリ抽出

※ 左欄の構成物質を原料として更に処理を行う場合は、本則4（4）イ参考に評価すること。（フロー図⑥）。

2 有機農産物のJAS別表2の農薬の個別評価

有機農産物のJAS別表2に掲載された農薬の評価に当たっては、次の事項を参考にする。

2.1 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤

共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないことを確認することが必要。通常この成分は農薬の成分表示には記載されないので、別途確認する必要がある。

2.2 メタルデヒド粒剤

メタルデヒド粒剤には、ナメクジ対策及び水稻のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等への対策の農薬がある。有機JASでは、捕虫器（流出しないような容器）に入れて使用することが条件となっており、ナメクジ対策に使用する場合がある。水稻のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除などで本剤を散布して使用する場合もあるが、規格ではこのような使用を認めていないので、注意すること。

2.3 硫酸銅及び生石灰

これらの農薬は、ボルドー剤調製用として併用して使用する場合に限り、使用が認められている。単体での使用は認められていない。

2.4 性フェロモン剤

性フェロモン剤には、以下のようなものがある。（令和3年6月現在）

- ・誘引効果があるもの

オキメラノルア剤（98.0%製剤） キュウルア液剤

ケルキボルア剤 サキメラノルア剤

フォールウェブルア剤 リトルア剤

- ・交尾阻害効果があるもの

アリマルア・オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤

アルミゲルア・ウワバルア・ダイアモルア・ビートアーミルア・リトルア剤

アルミゲルア・ダイアモルア剤

インフェルア剤

オキメラノルア剤（96.5%製剤）

オリフルア・トートリルア・ピーチフルア・ピリマルア剤
オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤
オリフルア剤
コッシンルア剤
シナンセルア剤
ダイアモルア剤
ダイシリア剤
トートリルア剤
ピーチフルア剤
ビートアーミルア剤
マシニッサルア剤
メチルオイゲノール剤
リトルア剤

2.5 ケイソウ土粉剤

ケイソウ土粉剤は、有機農産物の JAS 別表 2 の基準において保管施設で使用する場合に限って認められ、有機農産物の JAS 第 4 条の「収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理」3において「農産物への混入を防止しなければならない。」とされている。この農薬の使用方法として、玄米又は麦類の穀粒に定められた濃度で混和する方法もあるが、規格ではこうした使用を認めていないので、注意すること。

2.6 天敵等生物農薬

組換え DNA 技術を用いて製造される可能性がある。

天敵等生物農薬は天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わず)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しない。

下記に記載されている生物農薬については、使用可能であり、特段の確認を必要としない（令和 5 年 9 月 現在）。

B T 水和剤（生菌、死菌を問わない）

アカメガシワクダアザミウマ剤

アリガタシマアザミウマ剤

イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤

イサエアヒメコバチ剤

非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤

オンシツツヤコバチ剤

キイカブリダニ剤

ギフアブラバチ剤

ククメリスカブリダニ剤

コニオチリウム ミニタンス水和剤

コレマンアブラバチ剤

サバクツヤコバチ剤

シュードモナス フルオレッセンス水和剤

シュードモナス ロデシア水和剤

スタイナーネマ カーポカプサエ剤

スタイナーネマ グラセライ剤

ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤

スワルスキーカブリダニ剤

タイリクヒメハナカメムシ剤

タバコカスミカメ剤

タラロマイセス フラバス水和剤

チチュウカイツヤコバチ剤

チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤

チャバラアブラコバチ剤

チリカブリダニ・ミヤコカブリダニ剤

チリカブリダニ剤

トリコデルマ アトロビリデ水和剤

ナミテントウ剤

バーティシリウム レカニ水和剤

パスツーリア ペネトランス水和剤

ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
バチルス アミロリクエファシエンス水和剤
バチルス シンプレクス水和剤
バチルス ズブチリス水和剤
ハモグリミドリヒメコバチ剤
バリオボラックス パラドクス水和剤
ヒメカメノコテントウ剤
ペキロマイセス テヌイペス乳剤
ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
ボーベリア バシアーナ剤
ボーベリア バシアーナ水和剤
ボーベリア バシアーナ乳剤
ボーベリア ブロンニアティ剤
ミヤコカブリダニ剤
メタリジウム アニソプリエ粒剤
ヤマトクサカゲロウ剤
ラクトバチルス プランタラム水和剤
リモニカスカブリダニ剤

2.7 特定防除資材（重曹、食酢、次亜塩素酸水）

- ・ 重曹及び食酢については、特別な基準が記載されていない。食酢であれば合成酢であっても使用できる。（食酢に食酢以外を混合した「あわせ酢」は「食酢」に該当しないため注意すること）
- ・ 次亜塩素酸水については、特定農薬の基準である塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限られる。
- ・ 土着天敵は、有機 JAS本則の生物的防除に該当するので、使用可能。
- ・ エチレンについては、有機農産物の J A S別表2にないため有害動植物の防除を目的とする使用は不可。

3 有機農産物のJAS別表4の薬剤の個別評価

「農産物に対して病害虫を防止する目的で使用する」資材は、農薬として農薬取締法の規制を受けるものであり、有機農産物のJASにおいては、別表2の農薬のみが認められているところ。別表4の薬剤は農薬ではないため、このような使用は認められていない。

3.1 除虫菊抽出物

除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものであることについて、根拠書類が必要。

基準に適合する除虫菊抽出物を使用した蚊取り線香は、使用可能。

3.2 エタノール

農産物に対する除菌などの目的では使用できないことに注意する。

3.3 ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等

有効成分が化学合成された物質を使用していても、また製造工程で化学的に合成された物質を使用していても差し支えない。

3.4 フェロモン

ここでいうフェロモンは、農場で使用する登録農薬のフェロモンではなく、製造工場で発生する飛翔性昆虫等を誘引するための物質のことを指すことから、メイガ等の捕虫のための誘引目的のものであることを商品パンフレット等で確認する。

3.5 その他

収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以降の工程における有害動植物の防除のために、誘引剤や忌避剤として食品及び添加物（国外で食品添加物として認可されているものを含む。）を使用することが可能。

4 一般管理において使用する資材

4.1 種子消毒

事業者において種子消毒を行う場合、以下のものが使用できる。

- ・使用禁止資材にあたらない酵素等。
- ・有機農産物の JAS 別表 2 に記載されている農薬（ただし、当該作物への適用登録があること）

4.2 種子の比重選

一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものや有機農産物の JAS 別表 1 の塩化ナトリウム）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができる。

4.3 肥料・土壤改良資材、農薬以外の物質のほ場への使用

海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）等を使用することができる。

4.4 生分解性マルチ

現在、生分解マルチであって使用禁止物質に該当しないものは製造されていない。

4.5 コーンスタークを塗布したマルチ

接着防止のために微量のコーンスタークが塗布されているプラスチックマルチ及び活性炭の分散剤として微量のコーンスタークが添加されている紙マルチは、コーンスタークの製造方法に関係なく使用することができる。

4.6 石松子

人工授粉の際に使用する花粉の增量剤である石松子に関しては、化学的に合成された着色料の使用は、認められない。

4.7 チェーンポット

紙製のポットは、現状、当該資材の製造工程に化学処理があること及び化学合成の接着剤などが使用されているものしかないと認められ、ほ場に植え付ける前に取り除かなければ使用できない。

4.8 融雪剤

泥炭を融雪剤として用いる際は、一般管理の項で評価するが、資源保護の観点から使用を控えることが望ましい。

融雪剤として使用する木炭が建築廃材由来の場合、プラスチック破片等が分別されていない建築廃材由来のものは不適合となる。(化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、意図せざる混入は問わない。)。

4.9 光分解性誘引テープ

光分解性誘引テープは、回収することを前提に使用可能となっている。